

よくある質問（入山料の免除）

令和7年6月19日更新

番号	項目	質問内容	回答
1	共通	どのような人が入山料の減免対象になりますか。	静岡県手数料徴収条例施行規則（以下、「手数料規則」）では、障害者やその介護者、教育課程に基づく教育活動として入山する児童・生徒等、その児童・生徒等を引率する者については、入山料の減免対象になると規定しています。
2	共通	入山料の減免申請の手続はどのように行えば良いですか。	静岡県富士山世界遺産課ホームページに掲載の申請様式に必要書類を添えて、入山予定日の2週間前までに、静岡県富士山世界遺産課まで御提出ください。県で内容審査後、減免承認通知書を発行します。詳細は静岡県ホームページを御確認ください。
3	共通	入山料の減免申請書は押印が必要ですか。	押印不要です。メールの場合は、静岡県富士山世界遺産課（sekai@pref.shizuoka.lg.jp）まで御提出ください。
4	共通	入山料が減免となる場合も、静岡県富士登山事前登録システムの登録が必要ですか。	入山料の減免申請が承認された場合は、静岡県富士登山事前登録システムでは入山手続を行っていただくことができます。減免承認通知書を発行する際に、紙の入山届出書を同封しますので、必要事項を記載の上、当日、各登山口の指定の受付場所に提出してください。 ※「静岡県FUJI NAVI」アプリでは富士山に関する緊急情報や天候情報などが通知されます。アプリから入山手続を行わない場合でも御利用いただけますので、ぜひダウンロードください。
5	共通	入山料の減免申請が承認されたが、間違えて静岡県富士登山事前登録システムで入山料を支払い入山証を取得してしまった。どうしたら良いか。	静岡県富士登山事前登録システムで取得した入山証のキャンセルは、事前登録ページの「購入済みチケット一覧」から、変更したい予定を選択することで行うことができます。キャンセルに伴う手数料は発生しません。キャンセルした場合は、お支払い時の決済方法に全額が返金されます。なお、有効期間（入山日当日の23:59まで）を過ぎた場合、自己都合による予定の変更・キャンセルはできませんので、御注意ください。また、入山証認証後の払戻しについては対応いたしかねますので、御了承ください。
6	共通	入山料の減免申請をした場合、事前学習や夜間規制時間帯の宿泊は免除されますか。	本申請は、入山料の免除に係る手続です。本申請をもって、事前学習及び夜間規制時間帯の宿泊については、免除となりませんので、御注意ください。
7	共通	入山料の減免申請を行う場合、事前学習はどのように行えば良いですか。	減免対象となる方の事前学習の方法については、減免承認通知書を発行する際に、御案内します。

番号	項目	質問内容	回答
8	共通	入山料の減免申請はいつまでに行えば良いですか。	原則、入山予定日の2週間前までに御提出ください（必着）。申請状況によっては処理に時間を要する場合があります。登山計画が決定次第、速やかに御提出ください。
9	共通	入山日や入山人数に変更が生じました。どうすれば良いですか。	承認を受けた事項に変更が生じた場合は、速やかに県に報告をお願いします（対応可能時間：平日8時30分から17時15分）。当日、急遽体調不良等で登山できない方が発生した場合は、各登山口の受付場所でお申し出ください。詳細は静岡県ホームページを御確認ください。
10	障害者、介護者	入山料の減免対象となる障害者とはどのような人ですか。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給証、登録者証（指定難病要支援者証明事業による証明）の証明を受けている方が対象となります。
11	障害者、介護者	申請書に添付する障害者手帳は代表者の分のみでも良いですか。	障害者（含難病）として、減免申請される方、全員分の手帳又は証明書を添付書類として提出してください。
12	教育課程に基づく教育活動	学校単位で行う教育活動であれば入山料の減免対象となりますか。	手数料規則では、学校の教育課程に基づく教育活動については、入山料の免除対象になると規定しています。学校の教育課程内の活動であることが分かる資料（しおり等）を添付の上、申請をお願いいたします。
13	教育課程に基づく教育活動	入山料の減免申請手続は学校から教育旅行の手配を依頼されているツアー会社で行っても構わないでしょうか。	学校の管理監督のもと、事故防止及び公衆衛生のための措置を十分に講じた上で、登山を行っていただきたいため、減免申請の手続は学校の責任のもと、学校長名にて行っていただくようお願いいたします。
14	教育課程に基づく教育活動	幼稚園で実施する富士登山は入山料の減免対象となりますか。	学校の教育課程に基づく教育活動により減免対象となる機関は、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）、高等専門学校としています。今夏の規制の状況を踏まえ、入山料の減免のあり方については、引き続き検討してまいりますので、御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。